

祝辭

令和元・一〇・七 東京国際フォーラム
更生保護制度施行七十周年記念全国大会

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、更生保護制度施行七十周年記念
全国大会が開催されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます
我が国の更生保護制度は、明治以来の民間慈善事業によつて培わ
れた伝統を礎として、昭和二十四年に発足し、平成、令和と受け継
がれ、本年をもつて七十周年を迎えた。この間、関係する多く
の方々が、犯罪や非行に陥つた人の更生と犯罪の予防という地道な
活動に熱意を持つて取り組まれ、更生保護制度の充実、発展に大き
な成果を収めてこられました。その御努力に対し、心から敬意を表
します。

戦後最大の刑事司法の改革として平成二十一年に創設された裁判員制度は、施行から十年を迎えるこれまで数多くの国民に、刑事裁判に参加していただきました。実際に裁判員を経験された方の話をうかがうと、裁判手続きだけでなく、犯罪の発生から刑の執行、さらには犯罪や非行に陥った人の社会復帰に至るまでの全ての過程に深

い関心を抱くようになつたとの声が聞かれます。また、平成二十八年に導入された刑の一部執行猶予制度は、刑の量定を行う裁判所としましても、改めて更生保護制度の重要性を再認識する契機となりました。こうした中で、皆様方の活動に対する国民の期待は、ますます高まつてきているものと存じます。

本日の記念すべき大会に当たり、全国の更生保護関係者が相集われたことは誠に意義深いものがあり、皆様方におかれましては、今後とも国民の大きな期待に応えるべく、英知と経験を結集され、活動の一層の充実に努められますよう心からお願い申し上げます。

終わりに、本日顕彰を受けられた方々の多年にわたる御功績に対して深く敬意を表しますとともに、その御栄誉に対し心からお喜びを申し上げまして、私の祝辞といたします。

最高裁判所長官 大谷直人